

令和3年度地域見守り支え合い事業助成金のご案内

見守り活動を始めたい、つながりを深めたい
「町内会」 へ活動資金を助成します。
社協が応援します!!

必須事業

見守りネットワーク活動促進事業 最大 40,000 円

- ・町内みんなの協力で、見守りが必要な方の“困った”を早期発見できる活動に!
- ・町内会の世帯数に応じ、10,000~40,000 円を助成!
(詳しくは裏面をご覧ください)



下記の選択事業①~④で、さらに充実!!



- ① ふれあいほっとサロン事業 最大 30,000 円
- ② 除排雪たすけあい事業 10,000 円
- ③ ふれあい交流会開催事業 最大 50,000 円 (助成期間 3 年まで)
- ④ その他の福祉活動事業 最大 30,000 円 (助成期間 3 年まで)



※ただし、③④の助成期間が3年となった町内会につきましても、令和2年度にお申込みいただいた町内会については、令和3年度も申請を行なうことができるようにしています。

(詳しくは裏面をご覧ください)

【助成までの流れ・注意事項】

- 5月7日(金)までに、所定の「助成金交付申請書」等を本会へご提出下さい。(申請書様式は本会ホームページよりダウンロードするか、お電話等いただければ郵送します。)
- 5月中旬に、本会で審査・決定後、指定の口座へお振込みする予定です。

まずはみんなで話し合う
ことから始めましょう!



令和3年度 地域見守り支え合い事業一覧表（実施要領の概要）

社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会

No.	種別	事業名	事業内容・目的	具体例	助成額
1	必須事業	見守りネットワーク活動促進事業	見守りが必要な方の異変を早期発見できるしくみづくりや、住民の見守り意識が向上する取り組み、他機関と相互に連携できるネットワークづくりなど、住民が主体的に参加・協力し取り組む活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問活動 ○見守り会議の開催 ○緊急時の連絡網づくり ○緊急連絡カードの作成・配布 ○高齢者マップづくり ○ご近所見守りサポーターの設置 ○福祉アンケート調査 ○地域の広報紙発行 ○研修会の開催 など 	○町内会の世帯数に応じた基本助成 50世帯以下：上限10,000円 51～100世帯：上限15,000円 101～200世帯：上限20,000円 201～300世帯：上限25,000円 301～400世帯：上限30,000円 401～500世帯：上限35,000円 501世帯以上：上限40,000円
2	選択事業①	ふれあいほっとサロン事業	町内のひとり暮らし高齢者等を対象に、月1回程度を目安とし、年間6回以上、地域の集会所等に集まり、健康づくりや仲間づくりができる活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○茶話会 ○ワンコインカフェ ○会食 ○小物づくり ○レクリエーション ○健康体操 ○カラオケ ○趣味活動 など 	○選択により、下記内容で上乗せ助成 対象者人数×200円×年間開催回数で助成。ただし、上限を30,000円とする。 （対象者＝概ね65歳以上の高齢者等）
3	選択事業②	除排雪たすけあい事業	除排雪が困難な高齢者世帯等からの依頼に応じ、町内会に登録する協力員が対応する。（有償ボランティアサービスとしても実施可）	<ul style="list-style-type: none"> ○除雪車が寄せた雪の塊除去 ○生活路の除雪 	○選択により上乗せ助成 一律：10,000円
4	選択事業③	ふれあい交流会開催事業	子どもから高齢者まで、地域の誰もが参加・交流できるイベント等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ○健康・介護講座 ○食事会 ○クリスマス会 ○トランプ大会 ○夏祭り ○料理教室 ○もちつき大会 など 	○選択により、開催回数・世帯数に応じて上乗せ助成 ※101～300世帯の場合 1回開催：上限20,000円 2回開催：上限30,000円 3回以上：上限40,000円 （100世帯以下は上記金額より10,000円減、301世帯以上は10,000円増）
5	選択事業④	その他の福祉活動事業	地域のあらゆる福祉課題に対し、住民自らが解決・改善していく先駆的・開拓的に実施する特色のある事業で、他の選択事業に該当せず、経費を必要とするもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援（ゴミ出し、買い物等） ○手作り弁当宅配 ○子育てサロン ○防災訓練 ○児童やひとり親家庭等に関すること など 	○選択により上乗せ助成 申請内容を審査のうえ決定し、上限30,000円とする。

※指定期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの1年間とします。

町内会長、民生委員、地区社協との連携を図りながら、住民の協力・参加を得て取り組みを進めて下さい。
 本会の予算決定や応募数の状況によっては、ご希望に対応できないこともありますので、ご了承ください。